

川崎市立図書館個人利用の登録に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市立図書館規則（平成2年川崎市教育委員会規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、個人の利用に係る登録及び貸出カードの交付等に関し必要な事項を定めるものとする。

(登録)

第2条 登録及び貸出カードの交付を受けることができるものは、市内在住者、市内在勤者若しくは市内在学者又は図書館活動発展のために図書館長が特に認めた者とする。

2 前項に規定する者以外の者で、登録及び貸出カードの交付を受けることができるものは、図書館の相互利用に関する協定を締結した自治体のうち、稲城市若しくは狛江市に居住する者又は図書館の相互利用に関する協定を締結した学校のうち、和光大学に所属する者とする。

3 前2項に規定する者には、貸出カード（第1号様式）を交付する。

第3条 前条第1項及び第2項に規定する者以外の者で、登録及び貸出カードの交付を受けることができるものは、図書館の相互利用に関する協定を締結した自治体のうち、町田市若しくは横浜市に居住する者又は氏名及び住所を証する書類を提示することのできる者とする。

第4条 図書館長は、前2条に規定する登録（更新を含む。）に当たっては、氏名及び住所を証する書類のほか、必要に応じ、勤務先又は学校等の発行する証明書等の提示を求めることができる。

(パスワードの取扱い)

第5条 図書館長は、第2条第3項又は第3条第2項の貸出カードの交付を受けた者（以下「利用者」という。）に川崎市図書館システム（以下「図書館システム」という。）にログインするための仮のパスワードを交付する。

2 利用者は、初回ログイン時に仮のパスワードを変更しなければ、図書館システムを利用することができない。

3 利用者が仮のパスワード又はパスワードを紛失又は不明とした場合は、図書館長に届け出なければならない。

4 利用者は、仮のパスワード又はパスワードを他人に譲渡又は貸与してはならない。

5 利用者の故意又は過失により仮のパスワード又はパスワードが利用者以外の者に利用され、損害が生じた場合について、図書館はその責任を負わない。

(ICカード識別情報の登録)

第6条 規則第8条第5項に規定する教育長が別に定めるICカードは、交通系ICカードとする。

2 ICカードを識別することができる情報の登録は、ICカードの製造番号を図書館システムに読み込ませることにより行うものとする。

3 前項の登録は、利用者1人につき1枚とする。

(携帯電話端末等への記録)

第7条 規則第8条第6項に規定する教育長が別に定める携帯電話端末等は、図書館長が指定するアプリケーション(以下「かわさき市立図書館アプリ」という。)をインストールすることが可能なスマートフォン、タブレット端末及び電子計算機とする。

2 利用者は、第5条第2項の規定による仮のパスワードの変更後、図書館システム上の画面によりメールアドレスの登録を行わなければ、利用者を識別するための番号を記録し、かわさき市立図書館アプリを利用することができない。

3 前項の記録をすることができる携帯電話端末等は、利用者1人につき1台とする。

4 利用者は、かわさき市立図書館アプリ内に表示されるバーコードを貸出カードとして利用することができる。

第8条 図書館長は、登録を受けた者がその資格を有しなくなったと認めたときは、その者の登録を取り消すものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱施行前に利用登録及び貸出カードの交付を受けた者は、第3条2項に該当する者であつても登録以降3年間は、従来どおりの利用ができるものとする。

附 則

(施行期日)

この改正要綱は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この改正要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 図書館相互の個人利用登録に関する協定を締結した町田市の居住者が受けられる利用内容は、当面の間、貸出のみとし、予約及びリクエストはできないものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年3月1日から施行する。

2 改正前の要綱に規定により交付されている貸出カードは、改正前の要綱(以下「新要綱」という。)第2条第3項又は第3条第2項の規定による貸出カードの交付を受けるまでの間、新要綱の規定により交付された貸出カードとみなす。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。